

# 第53回

## 小牧文津土地区画整理審議会議事録

平成31年3月27日

午前11時10分～午前11時45分

東庁舎5階 大会議室

- 議題
- 1 正副会長の選出について
  - 2 議席の順位の決定について
  - 3 議事録署名者の選任について
  - 4 土地区画整理審議会の役割について
  - 5 その他

出席者 横井 正親 水野 貞秋 落合 育雄 水野 一夫  
山本 豊明 牧野 裕人 野中 安光 野村 嘉久  
永井 修

欠席者 なし

事務局 渡辺部長 小川次長 梶田課長 鈴木事業係長 杉山庶務係長  
三原補償係長 馬庭換地係長 小川主査 林主事 吉永主事

三原係長

それでは、始めさせていただきます。

本日は、ご多忙のところ尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理審議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

まずはじめに、お手元の資料の確認をお願いいたします。

まず、ホチキスでとめたものですが、最初に審議会の日程ということで書いてございます。めくっていただきまして、土地区画整理審議会の役割が1ページ目となっております。続きまして、審議会議事運営要綱が2ページ目、3ページ目、4ページ目までとなっております。続きまして、非公開の案件についてが5ページ目となっております。

それから、A4の両面一枚で平成30年度の職員の配置名簿と配席図となっております。区画整理課職員につきましては、この資料でご確認をお願いいたします。

資料は以上でございますが、もし不足の資料等ありましたらお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、渡辺都市建設部長から挨拶申し上げます。

渡辺部長

皆さん改めましておはようございます。本日は大変お忙しい中、先ほどの付与式に続きまして本審議会に出席を賜りまして、まことにありがとうございます。本審議会も今期で21年目に入りました。新たな5名の委員を迎えることとなり、より一層充実したものになればいいなと思っております。

さて、小牧文津土地区画整理事業は、平成10年11月26日に事業認可を受けまして、平成11年3月17日に第1期目の審議会が設置されました。以降、仮換地指定や4度の事業計画変更を経まして、道路整備率で申し上げますと、平成29年度末で約67.9%となりました。先ほど市長からもございましたが、今年度末におきましては、予定をしております工事が全て完了いたしますと、約70.8%に達する見込みであります。

これも歴代の審議会委員の皆様方のご協力の賜物であると感謝いたしております。

事務局といたしましては、事業の終結に向けまして今後も精一杯努力していくところでございますが、委員の皆様方にも一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、私の挨拶とかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

三原係長

本日の出席委員は、9名であります。規定によりまして本日の審議会

は成立いたしました。

ただ今から尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理審議会を開催いたします。

議事運営については、会長あるいは副会長にお願いすることになりますが、現在、会長、副会長が空席であります。そのため、仮議長を事務局からの指名により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。それでは、仮議長を永井修委員にお願いいたします。

永井仮議長 　ただ今、ご指名をいただきましたので、仮議長を務めさせていただきます。皆様のご協力をお願いいたします。

本日の議事日程につきましては、別紙でお手元に配布しましたとおりであります。

日程第1、正副会長の選出についてを議題といたします。

いろいろな選出方法があるとは思いますが、事務局で腹案がありましたら発表していただきたいと思います。

梶田課長 　腹案といたしましては、3名程度の選考委員さんを選出し、ご協議していただきたいと考えております。

永井仮議長 　それでは、事務局から選考委員の案を発表していただいてはと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

梶田課長 　事務局でということありますので、選考委員の案を発表させていただきます。

選考委員には、野中安光委員、野村嘉久委員、落合育雄委員、この3名の方をお願いし、ご協議を賜りたいと思います。

永井仮議長 　事務局より、野中安光委員、野村嘉久委員、落合育雄委員をお願いしたいということですが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

選考委員の方は、別室が用意してあるそうでございますので、そちらでお願いをいたします。

選考委員が別室で協議の間、暫時休憩といたします。

(休憩)

永井仮議長 　選考委員の協議が終わったようでありますので、会議を再開いたしま

す。

それでは、選考委員を代表して野中安光委員に発表をお願いいたします。

野中委員 協議の結果をご報告申し上げます。

会長を引き続き横井正親委員、副会長を水野貞秋委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

永井仮議長 ただ今、報告のありましたように、会長に横井正親委員、副会長に水野貞秋委員とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ご異議なしと認め、小牧文津土地区画整理審議会の会長に横井正親委員、副会長に水野貞秋委員と決定いたしました。

ここで、会長が決まりましたので、仮議長の職を解かせていただきます。ご協力どうもありがとうございました。

三原係長 ありがとうございます。それでは、会長からご挨拶をいただきますので、よろしくをお願いいたします。

横井会長 ただ今、選考委員の皆様におすすめいただきました横井でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

さて、先ほど市長さんからもお話がありましたように、つい先日、小松寺地区の区画整理事業が完了しました。一部文津も入っております、地名が丁目ということで、今まで聞いたことのない、逆に言えば都市化されたなという感じがいたしました。文津も近々そうなると信じております。先ほど部長さんから事業があと3割残っているという説明がございまして、これから進めていただくわけですが、関係スタッフの方々の今後のご活躍を期待しております。私、できる限りの支援、協力をさせていただきます。また、こちらにおみえになります委員の方々にも今後の活動に対してご支援、ご協力をお願いするとともに、スムーズに進行するようご指導ご鞭撻をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

三原係長 ありがとうございます。続いて、副会長からご挨拶をいただきますので、よろしくをお願いいたします。

水野副会長 副会長に選任いただきました水野でございます。審議会がスムーズに進行しますよう頑張らせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。



ご異議なしと認めます。よって、会長において指名することに決しました。議事録署名者に、1番 落合育雄委員、2番 水野一夫委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第4、土地区画整理審議会の役割について、事務局に説明を求めます。

馬庭係長

今回、新任の委員の方もおみえになりますので、土地区画整理審議会の役割につきまして、改めてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、審議会日程資料の1ページをご覧ください。

1の「土地区画整理審議会とは」についてでございますが、土地区画整理審議会とは、市が土地区画整理事業を施行する場合におきまして、土地区画整理法に基づき設置されるものであり、その委員は施行地区内の地権者を代表し、施行者である市が仮換地指定など権利者に対し重大な利害関係がある処分を行う場合におきまして、意見を事業に反映させることなどが主な役割となっております。

次に、2の「土地区画整理審議会の権限」についてでございますが、審議会の権限につきましては、換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項について法に定める権限を行うと、土地区画整理法第56条第3項に規定されております。

具体的には、大別いたしまして、「審議会の意見を聴かなければならない事項」と「審議会の同意を得なければならぬ事項」とがあり、資料には小牧文津地区における審議内容の主なものを記載させていただいております。

(ア)の審議会の意見を聴かなければならない事項でございますが、①から③につきましては、換地計画に関する事項になりまして、縦覧に供すべき換地計画の作成や変更、また、縦覧に供した換地計画について、権利者から提出された意見書の審査にあたり、ご審議をいただくものであります。

④につきましては、仮換地の指定や変更を行うにあたり、ご審議をいただくものであります。

⑤につきましては、保留地予定地を公開抽せんによらず随意契約で処分する場合におきまして、ご審議をいただくものであります。

続きまして、(イ)の審議会の同意を得なければならぬ事項でございますが、①につきましては、保留地の処分価格などについて諮問をす

る評価員を選任するにあたりまして、ご審議をいただくものであります。②につきましては、土地区画整理法に定められる墓地・境内地・鉄塔用地などの土地につきまして、その位置や地積等に特別な考慮を払い換地を定める場合などにおきまして、ご審議をいただくものであります。

③につきましては、保留地予定地を定めようとする場合におきまして、ご審議をいただくものであります。

続きまして、3の「その他」といたしまして、審議会の議事運営に関する要綱をお手元の資料の2ページから4ページにつけさせていただいております。

その中で、3ページをお願いします。3ページの中段やや下、第9条をご覧ください。ここには会議の公開について規定がされております。会議は原則公開となりますが、この基準に該当する場合につきましては非公開となります。

具体的な非公開の案件につきましては、平成15年度に開催されました第19回審議会におきまして、非公開の案件として決定した内容を、資料の5ページにお示ししておりますので、他の内容とともにご確認いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、土地区画整理審議会の役割についての説明とさせていただきます。

横井会長

ありがとうございました。この件に関しまして、何かご質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

もし、途中で何かわからないことがあれば、電話連絡でも結構ですから馬庭係長にご質問いただければ対応させていただきますので、よろしくをお願いします。

続きまして、日程第5、その他に入ります。事務局から何かありましたらよろしくをお願いします。

梶田課長

4月に年度当初の審議会を開催させていただきますが、4月24日(水)午前10時を予定しております。また、4月に入りまして、文書にてご案内させていただきますので、よろしくお願いたします。以上です。

横井会長

ありがとうございました。今言われたように、来月24日(水)午前10時、皆さん空けておいていただきたいと思います。よろしくお願いしま

す。他に何かございませんか。

渡辺部長

すみません、私事で大変失礼ではありますが、私、3月31日をもって退職することとなりました。補佐、課長、次長、部長を含めて10年間、区画整理では大変お世話になりました。今後の文津区画整理事業、大型物件は済んでおりますので、あと個々の権利者の移動という形で着々と進んでいくと思いますが、今年度で約70.8%、あと残り約30%、早期の事業完了に向けて、今後とも事務局としては精一杯努力してまいりますので、委員の皆様にはご協力を賜りますようお願い申し上げます。最後に区画整理審議会委員の皆様方のご健勝とご多幸を祈念いたしまして私の退任の挨拶とさせていただきます。いろいろとお世話になりました。ありがとうございました。

横井会長

長い間どうもありがとうございました。

続きまして、何か他にありましたらお受けしたいと思いますが、ありませんか。私の方からひとつ、よろしいですか。最近、お寺さんの整地が始まっております。空いている所は大きな工場跡地が多いですが、そのような大きな建物は基礎がかなり深く施工されていると思いますが、公害問題、残土の処理などはどういう対応をされているのか教えていただきたい。

三原係長

ただ今、会長の方から、工場など大型物件の地中に埋まった基礎というものについて、どういう対応をしているのかというご質問をいただきました。物件移転補償というものは、支障物件、地中の中も含めてすべて取っていただくという説明をして契約をいたしております。現場で解体が始まると、実際に職員が現場に出向き、取り残しがないか状況を確認しながら確実に進め、対応させていただいております。

横井会長

例えば住宅の基礎なども支柱を深く埋め込んでいますよね。全体にやっているわけではなく、ポイントで埋め込んでいますよね。その部分に当たらなければそのまま残ってしまうということが懸念されるころなのです。そのようなことに対してもできるだけ目を光らせていただき、今後、住宅造成に入っていくと思いますが、不具合が出ないよう、また、もし不具合が出た場合にもしっかりと対応していただくようよろしくお願いいたします。

他に何かありませんか。ご発言もないようですので、本日の審議会はこれをもって終了させていただきます。本日は長い間ありがとうございました。



ございました。また、次回もよろしくお願ひします。